

国土交通大臣
赤羽 一嘉 様

一般社団法人 日本民営鉄道協会
会長 和田林 道宜

民営鉄道に関する令和3年度予算要求について

平素より民営鉄道事業に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

私ども民営鉄道は、通勤・通学を始め1日約3千万人を輸送する国民生活に不可欠な公共交通機関であるとともに、我が国の経済社会を支える重要な公共インフラであります。

しかしながら、民営鉄道を取り巻く事業環境は、人口減少・少子高齢化の進展や高質な輸送サービスを継続するための多額な投資等の事業リスクにより、今後、益々厳しさを増していくことが懸念されております。特に、地方の中小民鉄は既に存続すら危ぶまれる状況にあり、地域と連携した諸施策により事業を維持している状況にあります。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による旅客の大幅な減少、大幅な減収に伴い、民営鉄道の経営環境は未曾有の危機的状況に陥っております。

このような状況においても、首都直下地震・南海トラフ地震や頻発・激甚化する自然災害等に備えた鉄道施設の防災・減災、地方の中小民鉄の安全性向上等の安全・安心対策を最優先に、都市鉄道の相互直通化、バリアフリー化、駅機能の高度化等の利便性・快適性の更なる向上にも取り組んでいく必要がありますが、今後も「新たな日常」への転換に伴い、旅客輸送量、鉄道事業収入等がコロナ禍以前の水準に回復する見通しが立たず、経営への影響の長期化が懸念されるところであります。

引き続き、公共交通機関として安全で安定した輸送を維持し、社会的要請や利用者ニーズに対応した高質な輸送サービスを提供していくためには、民鉄事業者の自助努力はもとより、国による政策的な助成・支援が必要不可欠であります。

つきましては、このような事情をご賢察の上、令和3年度政府予算編成に際して下記の事項について特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 民営鉄道関係の以下の補助制度について、所要の予算額を確保されたいこと。

① 鉄道局関係

- 都市鉄道利便増進事業費補助
(「相鉄・東急直通線事業」等)
- 都市鉄道整備事業費補助
(地下鉄の運行円滑化対策・ホームドア整備 等)
- 鉄道駅総合改善事業費補助
(次世代ステーション創造事業、総合改善事業・形成計画事業)
- 幹線鉄道等活性化事業費補助
(コミュニティレール化)
- 鉄道施設総合安全対策事業費補助
(耐震補強対策、豪雨対策、浸水対策、老朽化対策、踏切保安設備整備、
地方民鉄の安全性向上対策、ホームドア整備)
- 災害復旧事業費補助

② 公共交通・物流政策審議官関係

- 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地方民鉄の安全性向上対策 等)

③ 観光庁関係

- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金
及び観光振興事業費補助金〔公共交通利用環境の革新等事業〕
(多言語案内、無料Wi-Fi、キャッシュレス決済、バリアフリー化、
インバウンド対応車両、サイクルトレイン、LRT システム 等)

④ 都市局関係

- 社会資本整備総合交付金
(連続立体交差化事業)

⑤ 環境省関係

- 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業
(省CO2化に資する車両・設備)

等

2. 以下の事項について、特段の配慮をされたいこと。

- 国・自治体・事業者の三位一体(各1／3負担)で整備を進めることとされている施設(ホームドアを始めとするバリアフリー化設備、耐震補強を始めとする安全対策設備等)については、国・自治体の補助金減額が事業者の負担とならないよう、補助制度に規定する補助率を堅持されたい。
- 協調補助要件により国・自治体の補助金額が相互に干渉されないよう運用を見直されたい。
- 経営環境が極めて厳しい地方部の路線については、「公共交通」として輸送が維持されるよう、諸補助制度の所要額の確保はもとより、補助率・対象設備を拡充されたい。

上記の他、「新型コロナウイルス感染症の影響等に関する要望」(令和2年7月29日付け民鉄協企第3号)において以下の事項を要望しております。

- 国・第三種鉄道事業者等の施設保有者に支払う施設使用料、国・自治体の河川等占用料・土地使用料の減免
また、施設使用料を減免した施設保有者(第三種鉄道事業者等)に対する損失補填
 - ・ 空港アクセス鉄道事業者が空港管理者に支払う使用料 等
- 特に減収による影響が甚大な中小民鉄等の閑散路線・空港アクセス路線等に対する損失補填
- ホームドア等のバリアフリー化・安全関係の投資に対する補助制度の確実な運用及び取得した資産に係る固定資産税等の特例措置の拡充
 - ・ 補助制度に規定される補助率(交付額)の遵守 等
- 補助対象工事の遅延等を考慮した予算額の確保、繰越制度の柔軟な運用
 - ・ 工事遅延に伴う建設費増加に対応した補助金の交付 等

○ 雇用調整助成金の更なる拡充

- ・ 指定公共機関として輸送を維持継続せざるを得ず、減便・休業が実施できなかったことにより給付を受けられなかった人件費相当額に対する助成、現行制度の諸要件の緩和 等

○ 持続化給付金等中小企業・事業者向け支援措置の対象企業要件の緩和、手続きの簡素化・迅速化

- ・ 資本金10億円以下等とする対象企業要件の緩和 等

○ 「Go To トラベルキャンペーン」の期間延長、対象商品等の拡大

- ・ 鉄道事業者が販売する近距離企画乗車券等への対象商品の拡大 等

○ 新たに創設された「地域公共交通における感染拡大防止対策」助成制度の拡充及び対象事業者の拡大

- ・ 地域の中小民鉄に限定する対象事業者要件の拡大、車内換気機能強化、旅客との接触機会を減らす遠隔対応システム等省人化設備など対象設備の拡充 等

以 上

国土交通大臣
赤羽 一嘉 様

一般社団法人 日本民営鉄道協会
会長 和田林 道宜

民営鉄道に関する令和3年度税制改正要望について

平素より民営鉄道事業に格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

私ども民営鉄道は、通勤・通学を始め1日約3千万人を輸送する国民生活に不可欠な公共交通機関であるとともに、我が国の経済社会を支える重要な公共インフラであります。

しかしながら、民営鉄道を取り巻く事業環境は、人口減少・少子高齢化の進展や高質な輸送サービスを継続するための多額な投資等の事業リスクにより、今後、益々厳しさを増していくことが懸念されております。特に、地方の中小民鉄は既に存続すら危ぶまれる状況にあり、地域と連携した諸施策により事業を維持している状況にあります。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による旅客の大幅な減少、大幅な減収に伴い、民営鉄道の経営環境は未曾有の危機的状況に陥っております。

このような状況においても、首都直下地震・南海トラフ地震や頻発・激甚化する自然災害等に備えた鉄道施設の防災・減災、地方の中小民鉄の安全性向上等の安全・安心対策を最優先に、都市鉄道の相互直通化、バリアフリー化、駅機能の高度化等の利便性・快適性の更なる向上にも取り組んでいく必要がありますが、今後も「新たな日常」への転換に伴い、旅客輸送量、鉄道事業収入等がコロナ禍以前の水準に回復する見通しが立たず、経営への影響の長期化が懸念されるところであります。

民営鉄道は、その事業の特性から膨大な事業資産を保有していることから固定資産税等が大きな負担となっており、引き続き、公共交通機関として安全で安定した輸送を維持し、社会的要請や利用者ニーズに対応した高質な輸送サービスを提供していくためには、民鉄事業者の自助努力はもとより、固定資産税等の税制特例措置による政策的なご支援が必要不可欠であります。

つきましては、このような事情をご賢察の上、令和3年度税制改正に際して下記の事項について特段のご理解とご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置」の期限の延長
〔固定資産税〕
2. 「駅のバリアフリー化工事により取得した鉄道施設に係る特例措置」の期限の延長及び拡充
〔固定資産税・都市計画税〕
3. 「地方鉄道事業者が補助を受けて取得する安全性向上設備に係る特例措置」の期限の延長及び拡充
〔固定資産税〕
4. 「都市鉄道利便増進事業により取得したトンネル・施設に係る特例措置」の期限の延長
〔固定資産税・都市計画税〕
5. 「低床型車両(LRV)の取得に係る特例措置」の期限の延長
〔固定資産税〕
6. 「鉄軌道用車両の動力源に供する軽油に係る非課税措置」の期限の延長
〔軽油引取税〕

上記の他、「新型コロナウイルス感染症の影響等に関する要望」(令和2年7月29日付け民鉄協企第3号)において以下の事項を要望しております。

- 鉄道事業用固定資産に係る固定資産税等の減免措置の拡充及び対象企業要件の撤廃
 - ・ 資本金1億円以下等とする対象企業要件の撤廃、減免率・適用期限の拡充
- ホームドア等のバリアフリー化・安全関係の投資に対する補助制度の確実な運用及び取得した資産に係る固定資産税等の特例措置の拡充
 - ・ 補助制度に規定される補助率(交付額)の遵守 等
- 感染拡大防止対策のために取得した資産に係る固定資産税等の特例措置

以 上